

仕 様 書

1. 件 名 令和 7 年度 水温塩分計 2 台

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和 7 年度 水温塩分計 2 台」について規定する。

2. 数 量 2 台

3. 研究内容・購入目的

NIES では地球環境モニタリング事業の一環として協力貨物船による海洋表層二酸化炭素分圧観測を実施している。本調達では二酸化炭素分圧を測定する際に合わせて測定する必要がある海水温・塩分（電気伝導度）を高精度で連続計測するために必要な「令和 7 年度水温塩分計 2 台」を購入するものである。

4. 仕 様

「令和 7 年度 水温塩分計 2 台」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ①温度分解能が 0.0001°C 以下、電気伝導度分解能が 0.00001 S/m 以下であること。
- ②温度精度が $\pm 0.002^{\circ}\text{C}$ 以内 (-5 から $+35^{\circ}\text{C}$ の範囲)、電気伝導度精度が $\pm 0.0003\text{ S/m}$ 以内 (0 から 7 S/m の範囲)であること。
- ③既存の水温塩分計SBE21のウォータージャケット内に固定可能な取り付け治具を装着できること。
- ④通信規格が、RS-232であること。
- ⑤重量が空气中 2.7 kg 以下、水中 1.2 kg 以下であること。

5. 納品場所 茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和 7 年 8 月 29 日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づ

づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡しが完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。